

# 一般財団法人日本医薬情報センター 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本医薬情報センター（以下「この法人」という。）と称し、英文では Japan Pharmaceutical Information Center (JAPIC と略する。) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内及び海外の医薬品、医療機器等に関する医学、薬学その他これらに関連する情報（以下「医薬情報」という）を、総合的に収集、分析、評価、加工、整理し、迅速かつ的確な提供及び普及並びに医薬品、医療機器等の開発等を科学性及び信頼性の確保の観点から支援を行うことによって、医薬品、医療機器等の有効性及び安全性の確保に貢献すると共に、新医薬品、新医療機器等の創製並びに新技術の開発を促進し、もって国民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医薬情報の総合的収集
- (2) 医薬情報の分析、評価、加工、整理及び保管
- (3) 医療機関、医薬品、医療機器等製造企業その他必要と認められる者への医薬情報の提供
- (4) 医薬情報の検索並びにその成果の提供及び普及
- (5) 医薬情報の処理に関する技術の調査、研究及び開発並びにその成果の提供及び普及
- (6) 医薬情報に関する出版物の発行及びデータの構築

- (7) 医薬情報の翻訳
  - (8) 医薬情報に関する講演会、講習会等の開催
  - (9) 著作権法に基づく図書館の運営
  - (10) 動物実験実施施設の外部検証等研究の支援
  - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

#### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次の財産を、この法人の基本財産とする。

- (1) 特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、代表理事が次項の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

2 その後定時評議員会において、事業報告書並びにその附属明細書について報告し、貸借対照表、損益計算書並びにその附属明細書について承認を得なければならない。

らない。

- 3 前項の書類及び監査報告書については、主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員9人以上15人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の権限）

第 12 条 評議員は、評議員会を構成し、定款第 15 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

- 第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、定款第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 14 条 評議員に対して、各年度の各人の総額が 20 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

### (構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

### (決議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評

議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を理事長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

- 3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事及びその他の理事のうちから3人以内をもって業務執行理事とする。
- 4 第2項の副会長は、理事として法人の代表権及び業務執行権をもたないものとする。

#### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事並びにその他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、定款第24条で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員損害賠償責任)

第 31 条 役員損害賠償責任については、法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事の損害賠償責任について、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除できるものとする。

- 2 法人法第 198 条において準用する同法第 115 条の規定により、外部理事及び外部監事との間に、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、定例理事会として毎年度 3 月及び 5 月又は 6 月に開催するほか、

必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、法人法第 197 条で準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告について適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、定款第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 会 員

### (会員)

第44条 この法人に次の会員を置く。

#### (1) 維持会員

この法人の趣旨に賛同し、所定の会費を納入してこの法人の事業の円滑な遂行を図り、かつ、この法人の行う事業を利用しようとする次に掲げる者であって、理事長が基準に適合すると認めた者

イ 医療機関

ロ 医学又は薬学に関係のある試験研究機関、大学、学術団体、専門職能団体又は行政機関

ハ 医薬品、医療機器等の取り扱いを業としている企業

#### (2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同し、所定の会費を納入してこの法人の事業に特別の援助をしようとする者で、理事長が基準に適合すると認めた者

2 この法人の会員及び会費に関し必要な事項は、理事会の決議による。

## 第10章 会議及び委員会

### (会議)

第45条 この法人に、運営に関する重要事項について協議するため会議を設けることができる。

- 2 会議の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員は、互選により議長、副議長を選出し、議長が会議を運営する。
- 4 会議の議決事項は、理事会に建議する。

### (委員会)

第46条 この法人に、事業に関する重要事項について協議するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 委員は、互選により委員長、副委員長を選出し、委員長が会議を運営する。
- 4 会議の議決事項は、理事長に提言する。

## 第11章 組織等

### (組織等)

第47条 この法人の事務及び事業を行うため、事務局及び事業部門を設置し、所要の職員を置く。

- 2 この法人の組織及び運営に関し、重要な事項は、理事会の決議による。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第13章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第6条の事業年度の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。  
（会長） 首 藤 紘 一  
（理事長） 村 上 貴 久
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。  
秋 野 けい子  
後 藤 邦 子  
持 田 秀 男
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
遠 藤 明  
折 井 孝 男  
川 脇 信 久  
佐 藤 秀 昭  
高 橋 千代美  
土 屋 裕  
長 野 哲 雄  
林 昌 洋  
原 満 良  
藤 井 善 博  
望 月 正 隆  
望 月 眞 弓  
吉 川 剛 兆

6 この法人の設立年月日は、以下の通りである。

1970年（昭和45年）10月3日	任意団体として日本医薬情報センターを設立
1972年（昭和47年）12月1日	厚生大臣の認可を受け、財団法人日本医薬情報センターとして設立

附則（2020年（令和2年）6月8日）

この定款の変更は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。